

研究論文

中華人民共和国福建省南部における
閩南語テレビ放送について
—対台湾政策下における特例措置—

小 田 格

キーワード：福建省、台湾、漢語方言、閩南語、閩南文化生態保護区

要 旨

本稿の目的は、中華人民共和国福建省南部で閩南語テレビ放送が特例措置の下に実施されており、これが対台湾政策下における政治的産物であることを証明することである。そこで、関連法令・政策文書の詳細な確認や当該地域の閩南語テレビ放送の現状の記述を行った上で、これらを総合的に考察し、以下の結論を導出した。すなわち、①同国の原則とは異なり、福建省では、例外的に閩南語テレビ放送を実施するために必要な法的・政策的枠組みが整備されていること、②関係法令・政策文書の内容からすると、当該特例措置は対台湾政策下の政治的産物であり、これが講じられた背景には、陳水扁政権による脱中国化政策が認められること、及び③政策誘導型の閩南語テレビ放送実施は、現地の需要・支持を伴わない中で、公的財政支援も存せず、ゆえに各テレビ局は苦境に立たされており、かかる状況の打開が今後一層の政策実現を図る場合の課題であることが判明した。

1. 序論

近年、日本では、台湾の言語政策に関する優れた論考が数多く発表されており¹、当該領域の研究は、いよいよ質・量ともに充実してきている。しかし、これに対して、対岸に位置する中華人民共和国²（以下「中国」という。）福建省の言語政策に関する論考は、管見の及ぶ限り、今なお皆無に等しい状況にある。

本稿の目的は、関係法令・政策文書の精査を通じて、黄明波（2014）等の先行研究に

おける指摘、すなわち福建省南部で閩南語テレビ放送が特例措置の下に実施されており、これが対台湾政策下の政治的産物であることを証明することにある。

また、本稿は、現地における閩南語テレビ放送の現状にも論及する。この理由としては、運用実態の確認なきままに、単に法的・政策的枠組みを提示するのみでは、机上の空論に墮すおそれがあることはもとより、日本では、福建省のマスメディアでの漢語方言³（以下「方言」という。）の使用状況を取り扱った論考も存しておらず、それゆえ現状の記述自体にも学術的価値があると認識されることが挙げられる。

なお、本稿にいう「福建省南部」とは、閩南文化生態保護区の指定を受けた廈門市、泉州市及び漳州市のこととし、当該3市をまとめて「閩南3市」という。また、本稿にいう「閩南語」とは、閩南3市及び台湾で使用されている狭義のものとする⁴。

2. 関係法令・政策文書

本章では、関係法令・政策文書⁵を1. 言語関係、2. 放送関係、3. 文化生態保護区関係に分類した上で、個々の内容を確認する。

なお、以下の関係法令・政策文書の名称・内容等の日本語訳は、いずれも筆者によるものである。

2.1. 言語関係

2.1.1. 中華人民共和国国家通用言語文字法

中華人民共和国国家通用言語文字法（主席令第37号）（以下「言語文字法」という。）は、2000年10月31日に制定・公布され、翌年1月1日より施行されている法律であり、全4章28条からなる。

同法第1条は目的規定であり、「国家通用言語文字の規範化、標準化及びその健全な発展を推進し、もって社会生活において国家通用言語文字をより一層機能させ、かつ、各民族及び各地区の経済文化交流を促進することを目的として、憲法に基づき、本法を制定する」と定めている。また、第2条は、同法にいう「国家通用言語文字」が普通話及び規範漢字⁶のことだと定義づけている。これらの規定からすれば、同法が普通話及び規範漢字に国家通用言語文字の地位を付与し、その普及に主眼を置いているものと解される。

他方において、同法では、国家通用言語文字以外の言語文字、すなわち少数民族言語文字、方言、外国語、異体字・繁体字及びピンインに関する規定も、補足的又は例外的

な内容を規定する形で設けられている。

本稿の関心事であるテレビ放送での言語使用に関しては、第12条及び第16条に関係規定が存する。

第12条 ラジオ局及びテレビ局は、普通話を基本的な放送言語とするものとする。

2 外国語を放送言語とする必要が認められる場合は、国务院広播電視部門の許可を経るものとする。

第16条 本章の関係規定において、以下の状況が認められる場合は、方言を使用することができる。

- 一 国家機関の職員が公務執行に当たって使用する必要が確実に認められるとき
- 二 国务院広播電視部門又は省級広播電視部門が許可した放送言語
- 三 戯曲、映画・テレビ等の芸術形式において使用する必要が認められるとき
- 四 出版、教学及び研究において使用する必要が確実に認められるとき

また、全国人大教科文衛委員会教育室及び教育部言語文字応用管理司（以下「全人大・教育部」という。）による同法の公式学習読本の解説⁷第2章第5項「国家通用言語文字のラジオ、映画及びテレビにおける使用」では、以下の内容が確認される。

方言及び繁体字には、それ自体の使用価値があり、普通話及び規範漢字を普及させることは、方言及び繁体字を消滅させようとするものではない。伝統劇及び曲芸は、伝統的な芸術形式であり、わが国の貴重な文化遺産であるが、多くの伝統劇及び曲芸は、方言により演じられるものであり、これらにおいては、方言の使用が許可される。国务院広播電視部門又は省級広播電視部門による許可を経た方言放送、すなわち方言による放送局及び番組は、現状のままとして差支えない。しかし、ラジオ局及びテレビ局は、一般に方言によるチャンネル及び番組を今後増加させないようにすべきであり、方言地区では、当地の普通話の普及状況を確認しつつ、普通話によるチャンネル及び番組を計画的に増加させるべきである。（全人大・教育部2001：79）

上記の内容からすれば、第16条第1項第2号の運用に関し、方言放送が新規に許可され、増加するという蓋然性は、基本的に低いと解される。また、同第3号にいう芸術形

式とは、主に伝統芸能が想定されているものと見られる。

2.1.2. 福建省「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法

福建省「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法⁸（閩常〔2006〕第7号）（以下「福建省施行弁法」という。）は、言語文字法の施行規則として、2006年5月26日に制定・公布され、同年7月1日より施行されている地方性法規⁹である。

言語文字法の公布後、各行政区では、同法の施行規則に該当する法令が制定されてきた。こうした法令の必要性については、言語文字法の制定以前からすでに指摘されており、同法公布以降は、中央の行政機関等により、各行政区に対し、同法の施行規則の制定等を通じて、言語文字関連法制を整備するよう要求がなされてきた¹⁰。

福建省では、省人大教科文衛委員会の主導により、2005年頃から福建省施行弁法の制定に向けて、同省各地で調査研究や意見聴取等が行われ¹¹、同年年末までに草案が策定された上で、その後は、省人大常務委員会にて審議がなされ¹²、制定に至ったことが確認できる。

さて、同弁法におけるテレビ放送での方言使用に関する規定は、以下の通りである。

第8条 以下の各号に規定する状況下において使用される言語は、普通話を基本とする。ただし、法律により、方言又は少数民族言語を使用することができると規定されている場合は、この限りでない。

- 一 国家機関の職員が事務、会議、社会に対する公開の演説等の公務に従事する際に使用する言語
- 二 学校その他教育機関の教育教学において使用される言語
- 三 ラジオ局及びテレビ局のアナウンス、司会進行及びインタビュー、映画及びテレビ番組並びに漢語文による音楽・映像製品において使用される言語
- 四 商業、旅行、文化、体育、鉄道、航空、都市交通、郵政、電気通信、銀行、保険、病院等の公共サービスに関する産業において使用される言語

この内容は、言語文字法第12条及び第16条の内容を含むものと解され、別段特徴が認められるものではない。

しかし、同弁法には、他の行政区の言語文字法の施行規則に該当する法令には認められない方言使用に関する例外条項が存している¹³。以下の第9条がそれである。

第9条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾と経済文化交流その他交流活動を展開する場合は、その必要に基づき、方言を使用することができる。

この第9条に関する立法者側の見解を確認してみたい。省人大常務委員会の機関紙『人民政壇』2006年第7号には、福建省実施弁法の解説記事¹⁴が掲載されており、同条に言及した記述も認められる。

対台工作を展開し、兩岸の経済貿易交流を促進させ、祖国統一を進めていく過程での福建省閩南方言の特殊性を考慮して、閩南語が対台工作における「情感の紐帯、交流の架橋」としての機能を十分に発揮できるよう、弁法には「香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾と経済文化交流その他交流活動を展開する場合は、その必要に基づき、方言を使用することができる」と特別に規定している。同条は、対台工作を展開し、兩岸の経済文化交流を促進させ、もって祖国の平和的統一を進めていくのに有利なものとなるだろう。(陳・林2006:200)

上記の通り、「対台工作」や「統一」といったフレーズが繰り返し使用されていることからしても、同条が政治的色彩の強い条項であることは明らかである。他方において、同条の規定は、抽象度の高いものであり、解釈の幅は広い。したがって、台湾と関係する領域に関しては、行政機関の裁量により、方言、なかんずく閩南語の使用を広範に許容する運用も可能ということが出来る。

2.1.3. 国家中長期言語文字事業改革発展計画綱要 (2012 - 2020年)

「国家中長期言語文字事業改革発展計画綱要 (2012 - 2020年)」は、教育部及び国家言語文字工作委員会により、言語政策に関する中長期計画・目標等が取りまとめられた文書であり、2012年12月4日付で関係機関等に通知がなされている。

同綱要においても、方言に関する内容が確認される。すなわち、第2章第2節第5項において、「法令に則して国家通用言語文字と漢語方言、繁体字及び少数民族言語文字の関係並びに学習・使用に関する問題を適切に処理し、遵法的、健康的かつ和諧的な社会の言語文字環境の構築に努める」こと、及び「コーパスを構築・完成させ、方言の使用及び保護に関する科学的な手段を探索する」ことが挙げられている。また、第3章第2節第5項及び第5節第12項においては、方言に関する調査や言語資源のデータベース構築等について触れられている。

2.2. 放送関係

2.2.1. 広播電視管理条例

広播電視管理条例（国務院令第228号）は、1997年8月1日に制定・公布され、1997年9月1日より施行されている行政法規¹⁵である。同条例は、放送関係法令としては、最高位のものであり、全6章55条からなる。

同条例には、番組内容に関して、言語文字の使用規定も存している。

第36条 ラジオ局及びテレビ局は、規範的な言語文字を使用しなければならない。

2 ラジオ局及びテレビ局は、全国に通用する普通話を普及させなければならない。

上記の内容は、各放送局に対して、規範的な言語文字の使用及び普通話の普及を要求するものである。ただし、同条例には、方言の使用に関して直接規定した条項は存していない。

2.2.2. ラジオ、映画及びテレビにおける言語文字の正確な使用に関する若干の規定

「ラジオ、映画及びテレビにおける言語文字の正確な使用に関する若干の規定」¹⁶（国語字〔1987〕第10号）は、国家言語文字工作委员会及び広播電影電視部より策定され、1987年4月1日付で関係機関等に対して通知された規範性文件¹⁷であり、全9項からなる。

同規定の策定趣旨に関しては、通知文書にて説明がなされており、ここでは方言の使用にも言及されている。

……長年の間、ラジオ、映画及びテレビの事業者は、言語文字の規範化促進、殊に普通話の普及に関する領域において、重要な貢献を行ってきた。しかし、目下のラジオ、映画及びテレビに関しては、言語文字の使用の面において、なおいくつかの問題が確かに存在していることも認められる。例えば、一部の地方のラジオ局及びテレビ局による方言放送の実施時間が比較的高い割合を占めていること、一部のアナウンサーの普通話が依然として十分に標準的なものとはなっていないこと、映画及びテレビドラマ（地方劇及び曲芸は含まない。）において方言を濫用している現象が依然として比較的深刻であること、多くの映画及びテレビのタイトル、字幕、クレジット表示及び広告において使用されている文字が非規範的であることなどが挙げられる。

かかる問題認識の下、同規定には、言語文字の規範的な使用に関する内容が定められている。方言の使用に関して規定しているのは、第2項及び第3項である。

二 県及び市以上のラジオ局の放送は、少数民族居住地区その他特殊な状況が認められる地区を除いて、徐々に全て普通話を使用するようにしていかなければならない。現在方言を使用して放送されている番組は、当該地区の普通話の普及の実情に鑑みつつ、徐々に普通話による放送に改めていかなければならない。

三 映画及びテレビドラマ（地方劇を除く。）は、普通話を使用するものとし、みだりに方言を使用してはならない。指導者を演じる役者は、劇中において、通常普通話を話さなければならない。作品内容の必要性から方言を使用する場合は、過度に使用してはならない。方言を使用した映画及びテレビドラマの数量は、抑制されなければならない。

第2項に関しては、文理解釈するならば、専らラジオ局が適用対象とされていると判断すべきであろうが、当該規定が策定された当時のテレビ普及率や、通知文書及び第3項の趣旨等を勘案するならば、その後の運用においては、テレビ局に対しても、これに準じた対応が要求されていると類推するのが適当であろう。すなわち、原則として、テレビ放送においても全面的な普通話の使用を目指していくべきであるが、例外として、少数民族居住地区その他特殊な状況が認められる地区は、少数民族言語や方言等を使用することができるものと解される。

そして、この傍証としては、広東省の事例が挙げられる。すなわち、同省における広東語テレビ放送については、例外的に「香港・マカオに住む同胞への宣伝工作を考慮した国の特殊政策で認められたもの」であると、広東電視台珠江チャンネル¹⁸の副総監が回答した事例¹⁹が認められ、詹（2005）も広東語放送専門の衛星チャンネルとして設置許可された南方電視台衛星チャンネルについて、同省のみならず、香港・マカオや海外華人・華僑に対する放送を目的としたものとしている。したがって、かかる広東省の事例からするに、地理的・歴史的な条件ゆえ、政治的に焦点となっている地域等に対する宣伝その他の目的が存する行政区には、「その他特殊な状況」が認められるものとして、例外的にテレビ放送での方言使用が許容されるものと推認される。

2.2.3. 方言の使用規制に関する規範性文件等

従前、テレビ放送における言語文字の使用に関しては、上記の法令等に留まらず、各

種の規制がなされてきた。とりわけ方言の使用に関しては、2004年以降、国務院の直属機関である国家広播電影電視総局²⁰より、繰り返し規範性文件等²¹が公布されてきたことが確認できる。

こうした背景には、2000年以降、「阿六頭説新聞」（杭州電視台）のような方言ニュース番組、「越策越開心」（湖南電視台）のような随所に方言を織り交ぜたバラエティ番組、「トムとジェリー」のような海外のアニメ・映画のセリフを方言に吹き替えたもの、「霧都夜話」（重慶電視台）のような素人が方言により演じた実話再現ドラマ、「開心公寓」（上海電視台）のような方言によるシチュエーション・コメディ等が人気を博したことが指摘される²²。要するに、本来使用を差し控えるべき方言によるテレビ番組が各地で流行してきたことから、当局が規制に乗り出してきたという図式である。

過去に公布された規範性文件等を取りまとめたものが第1表である。

第1表 テレビ放送における方言の使用規制に関する規範性文件等一覧

公布日	名称	規制内容等
2004年 10月13日	境外の吹替版ラジオ・テレビ番組放送の管理強化に関する通知 (広発編字〔2004〕第1188号)	各級のラジオ局及びテレビ局に対して、境外（外国並びに香港・マカオ及び台湾）からの輸入アニメ・映画の方言吹替版の放送を一律に禁止するとともに、現在放送中の番組は即時中止するよう要求された。
2005年 9月10日	中国のラジオ・テレビのアナウンサー・司会者の自律規約 (2005年8月10日中国広播電視協会)	特殊な必要が認められる場合を除き、一律に普通話を使用し、非規範的な言語の使用、不必要な外国語の混用、香港・台湾風の発音・表現の模倣、方言語彙の濫用等を避けるよう要請がなされた。
2005年 10月8日	テレビドラマにおける規範的な言語使用に係る件の再度言明に関する通知 (広発劇字〔2005〕第560号)	テレビドラマ（地方劇を除く。）の使用言語は、普通話を主とし、一般的な状況下においては、方言及び標準的でない普通話を使用してはならないこと、重大な革命及び歴史をテーマとしたテレビドラマ、児童をテーマとしたテレビドラマ並びに宣伝教育の特集番組においては、一律に普通話を使用しなければならないこと、テレビドラマにおいて登場する指導者は普通話を使用することが要求された。
2009年 6月18日	テレビドラマにおける方言使用の厳格な管理に関する通知 (広弁発劇字〔2009〕第116号)	広発劇字〔2005〕第560号の内容の徹底した実施が再要求されるとともに、テレビドラマの内容審査の厳格化を図り、方言使用の程度によっては、放送禁止の措置を講ずるべきである旨が明らかにされた。

2013年 12月31日	ラジオ・テレビ番組の規範的な言語 使用による普通話の普及に関する通知 (広発〔2013〕第96号)	ラジオ・テレビ番組のアナウンサー・番組司会者 は、言語文字法を厳守し、特殊な必要が認められ る場合を除き、一律に普通話を使用することによ り、言語使用の模範を示すべきこと、テレビ番組 にゲストを出演させる場合においては、事前に言 語使用の規範を示し、香港・台湾風の発音・表現 の模倣、方言の使用、外国語の混用が認められた ときには、その都度是正するよう注意を促すべき ことが要求された。
-----------------	---	---

こうした規範性文件等の内容は、いずれも「ラジオ、映画及びテレビにおける言語文字の正確な使用に関する若干の規定」と平仄の合うものであり、テレビ放送での方言使用を規制する当局の姿勢は、近年に至るまで終始一貫しているといえる。

2.3. 文化生態保護区関係

2.3.1. 閩南文化生態保護区総体計画

「閩南文化生態保護区総体計画」は、閩南文化生態保護区の建設及び運営に関し、福建省人民政府により策定された内容が、文化部により同意された上で、2014年4月23日付で閩南3市人民政府及び省内関係機関に通知されたものである。

現在、閩南3市は、閩南文化生態保護区として、「国家級文化生態保護区」の指定を受けている。この「国家級文化生態保護区」とは、文化遺産が豊富に存しており、かつ、伝統文化の保存状態が優れた地区であって、有形・無形文化遺産及び自然遺産を総合的・計画的に保護する必要が認められる場合に指定がなされるものである²³。

同3市は、文化生態保護区の前段階として、2007年6月9日に文化部より全国初の文化生態保護実験区（以下「実験区」という。）の指定を単独で受け、その後、「閩南文化生態保護区計画綱要」が策定され、これに基づき各種の施策に向けた取組みが模索されてきたこととされる²⁴。

そして、2010年の「文化部による国家級文化生態保護区建設に関する指導意見」（文非遺発〔2010〕第7号）の公布や、2011年の中華人民共和国無形文化遺産法（主席令第42号）の制定等による一層の条件整備がなされた後、同3市は、実験区から文化生態保護区の段階に移行する運びとなった。

ところで、国家級文化生態保護区制度は、上記の通り、有形・無形文化遺産及び自然遺産の保護を目的とするものであるが、閩南文化生態保護区にあっては、さらなる使命を担わされている。すなわち、「閩南文化生態保護区総体計画」は、その冒頭において

保護区の設置が「两岸文化交流の強化、两岸関係の平和的発展の維持、祖国の平和的統一の推進」に重要な意義を有するものと明記しており、確かに有形・無形文化遺産及び自然遺産の保護を主たる目的として謳ってはいるが、しかし同時に、随所において政治的な思惑もまた強く表出した内容となっている。

この点に関しては、実験区時代に遡ってみても、「閩南文化生態保護区計画綱要」の「前言」に同様の記述が認められるとともに、2009年に公布された「国务院による福建省の海峡西岸経済区建設加速の支持に関する若干の意見」（国発〔2009〕第24号）第2節第6項において、実験区を「两岸文化交流の重要拠点」とする旨が示されているなど、閩南文化生態保護区の設置が対台湾政策の一環であることは、当初から明らかとされていた。

さて、「閩南文化生態保護区総体計画」には、無形文化遺産の保護という観点から、閩南語を使用する伝統芸能等の保護に関する内容は当然にして盛り込まれているが²⁵、本稿の関心事である閩南語テレビ放送に関する内容も認められる。

すなわち、第2部第5節第4款第3項では、「各メディアは、文化遺産保護に関する宣伝を積極的に行い、テレビ局は、閩南語のチャンネル及び番組を設け、閩南の文化遺産に関する知識及び活動の報道及び紹介を行うものとする」とし、第8部第1節第5款では、「厦門電視台衛星チャンネル、泉州電視台及び漳州電視台の閩南語によるテレビのチャンネル及び番組の機能をさらに發揮させ、閩南語の伝播を拡大させるものとする」としている²⁶。

この内容は、テレビ局に対して閩南語放送を要請・奨励するものであり、ここまで確認してきた当局の基本姿勢——テレビ放送での方言使用の規制——と明らかに大きく異なるものである。このような措置は、言語文字法第16条第1項第2号、福建省施行弁法第9条等の適用により実現されるものと解されるが、いずれにしても例外的な取扱いであることは論を俟たない。

3. 福建省南部の閩南語テレビ放送

本章では、筆者による実地調査の結果²⁷に基づき、「閩南文化生態保護区総体計画」に記載の見られる厦門電視台、泉州電視台及び漳州電視台の平日夜間²⁸の閩南語放送の現状を中心に記述する。

3.1. 廈門電視台

廈門電視台は、廈門廣播電視集團に属する副省級テレビ局であり、全7チャンネルを擁している。視聴可能エリアについては、衛星チャンネルが地球上の相当部分であり²⁹、他の地上波チャンネルが廈門市の周辺地域、すなわち閩南3市一帯である。

同局7チャンネルのうち、衛星チャンネルについては、一般に「廈門衛視」として周知されているが、林・曾・胡（2009）によれば、2005年2月1日に「大陸地区において初の閩南方言を主体としたテレビチャンネル」として放送を開始したこととされている。

実際に、筆者が2015年9月10日（木曜日）夜間に現地に滞在し、衛星チャンネルを視聴した結果を取りまとめたものが第2表である。

第2表 2015年9月10日夜間の廈門電視台衛星チャンネルのテレビ番組一覧

18:00-18:30	新聞斗陣講（閩）
18:30-19:00	廈門新聞（普）
18:55-20:40	飛哥大英雄（37）（38）（普）
20:40-21:30	兩岸秘密檔案（普）
21:30-22:00	兩岸新新聞（普）
22:00-22:35	兩岸直行（普）
22:35-24:20	絕地槍王（19）（20）（普）

（普：普通話、閩：閩南語）

上掲の通り、同日においては、18時30分以降、同チャンネルに閩南語番組は存せず、また、18時～24時の全番組に占める閩南語番組の放送時間は、「新聞斗陣講」（ニュース番組）の30分（約8%）のみであり、夜間は普通話番組が主体であった。

しかし一方、同日12時～13時の「斗陣來看戲」（テレビ歌仔戲³⁰）、13時～14時の「快樂閩南話」（閩南語学習番組）、14時～15時の「斗陣來講古」（講古³¹）、17時15分～18時の「看戲」（テレビ歌仔戲）は、いずれも閩南語番組³²であった。平日に放送される番組の構成が毎日同様であることからすると、同チャンネルの全体的な傾向として、閩南語番組は、主として昼間に放送されているといえよう。

なお、衛星チャンネル以外に関しては、同日、少年兒童生活チャンネルで「看戲」の放送が認められたが、基本的に閩南語放送は限定的というべき状況であった。

3.2. 泉州電視台

泉州電視台は、1988年9月に放送を開始した市級テレビ局である。同局は、全4チャ

ンネルを擁しており、台湾の金門県を含む泉州市周辺を視聴可能エリアとしている。

同局の閩南語放送に関しては、やはりこれを専門とした「閩南語チャンネル」に注目すべきであろう。同チャンネルは、「閩南文化の伝承、兩岸同郷者への奉仕」というスローガンを掲げた³³中国初の閩南語放送専門の総合チャンネルであるが³⁴、2006年12月に国家広播電影電視総局による設置許可を受け、2007年5月から放送を開始している³⁵。

実際に、筆者が2015年9月9日（水曜日）夜間に現地に滞在し、閩南語チャンネルを視聴した結果を取りまとめたものが第3表である。

第3表 2015年9月9日夜間の泉州電視台閩南語チャンネルのテレビ番組一覧

16：00-18：15	ドラマ「天地有情」（閩）
18：15-18：31	養生之道（閩）
18：31-18：55	泉州講古（閩）
18：55-19：29	新聞相拍報（閩）
19：29-19：46	泉州美食（閩）
19：46-20：03	泉城搜 go（再放送）（閩）
20：03-20：25	泉州第一炮（閩）
20：35-22：18	ドラマ「娘家」（閩）
22：18-22：25	閩台天時（C版）（再放送）（閩）
22：25-22：40	泉州講古（再放送）（閩）
22：40-22：47	蔡六看福彩（閩）
22：47-23：20	新聞相拍報（再放送）（閩）
23：20-23：50	泉州第一炮（再放送）（閩）
23：50-24：10	泉州美食（再放送）（閩）

（閩：閩南語）

上掲の通り、同チャンネルについては、確かに「閩南語放送専門チャンネル」と銘打つだけあって、全番組が閩南語によるものであった³⁶。

また、「海峡劇場」という枠が設けられ、台湾の民視無線台や三立台湾台による閩南語ドラマがオリジナル音声で放送されている点³⁷は、他には見られない同チャンネルの特徴として指摘されよう。

なお、同局については、他のチャンネルにおいても、閩南語番組の放送が確認された。例えば、新聞総合チャンネルでは、「方言報道」（ニュース番組）や「咱厝戲台」（各種伝統劇）といったオリジナルの閩南語番組が放送されているとともに、「泉州美食」（グルメ番組）や「泉州講古」（講古）等の閩南語チャンネルの番組が放送されていることも認められた。

3.3. 漳州電視台

漳州電視台は、1988年11月から放送を開始した市級テレビ局である。現在、同局は、新聞綜合チャンネル及び公共チャンネルを擁しており、閩南3市一帯から広東省東部にかけて視聴が可能である。

同局にあつては、閩南語放送を主体又は専門とするチャンネルは開設されていないが、林・曾・胡（2009）や黄・楊（2013）によれば、従前より、閩南語番組の放送実績を有しており、「漳州講古」（講古）、「開心情景劇」（シチュエーション・コメディ）、「読報時間」（ニュース番組）、「本地話新聞」（ニュース番組）等が放送されてきたこととされる。

実際に、筆者が2015年9月8日（火曜日）夜間に現地に滞在し、上記2チャンネルを視聴した結果を取りまとめたものが第4表である。

第4表 2015年9月8日夜間の漳州電視台のテレビ番組一覧

新聞綜合チャンネル		公共チャンネル	
18:00-18:40	記者在線（普）	18:00-18:30	快樂成長（普）
18:40-19:00	漳州第1房産（普）	18:30-18:53	市区新聞広場（普）（閩）
19:00-19:35	中央台新聞聯播（転送）（普）	18:53-19:00	漳州天気予報（普）
19:35-20:00	福建新聞聯播（転送）（普）	19:00-19:32	閩南茶館（閩）
20:00-20:16	漳州新聞（普）	19:32-19:50	車市風向標（普）
20:16-20:20	漳州天気予報（普）	19:50-20:10	生活時間（普）
20:20-20:30	這方土地（普）	20:10-21:02	亮劍（19）（普）
20:30-21:00	法在身边（普）	21:02-21:55	亮劍（20）（普）
21:00-22:00	記者在線（普）	21:55-22:00	福彩（普）
22:00-22:30	漳州新聞（普）	22:00-22:23	市区新聞広場（再放送）（普）（閩）
22:30-22:35	漳州旅遊氣象（普）	22:23-22:46	漳州旅遊氣象（普）
22:35-22:45	新聞夜視（普）	22:46-23:45	誰可相依（1）（普）
22:45-23:42	警察故事之較量（8）（普）	23:45-24:42	誰可相依（2）（普）
23:42-24:35	警察故事之較量（9）（普）		

（普：普通話、閩：閩南語）

上掲の通り、同日夜間において、漳州電視台で放送された閩南語を使用した番組は、公共チャンネルにおける2作品（延べ3本）であり、18時～24時の全番組に占める閩南語番組の放送時間は78分（約22%）であった³⁸。

まず、18時30分及び22時から放送の「市区新聞広場」は、地元のニュース番組であるが、基本的に普通話により進行されるものの、現地の取材対象者に対するインタビューの際は、閩南語が使用されている場面が複数認められた。また、19時から放送の「閩

南茶館」³⁹については、終始閩南語による進行であり、福建省南部及び台湾に関するニュースを内容とするものである。

さらに、筆者が2015年9月9日（水曜日）午前中に上記2チャンネルを一定時間確認したところ、公共チャンネルでは、7時45分から9時27分まで閩南語吹替版のドラマ「血色残陽」⁴⁰の放送を確認することができ、新聞総合チャンネルで11時30分以降に「閩南茶館」の再放送が実施されていることも認められた。中国国内で普通話により制作されたドラマ「血色残陽」が方言である閩南語に吹き替えられて放送されるというのは、非常に珍しい事例として指摘される。

4. 考察

本章では、Ⅰ及びⅡの内容に基づき、1. 法的・政策的枠組み、2. 対台湾政策、3. 閩南語テレビ放送の現状について考察する。

4.1. 法的・政策的枠組み

Ⅱにおいて確認した通り、関係法令・政策文書は、これまで総じて方言放送を規制する方針を打ち出してきた。これは換言すれば、通常の下で関係法令等を遵守しつつテレビ放送を実施する場合、方言の使用は、基本的に困難ということである。

また、方言使用を規制する方針が一層強く打ち出された行政区も認められる。すなわち、浙江省では、浙江省「中華人民共和国国家通用言語文字法」施行弁法（浙江省人民政府令第228号）第12条第2項により、方言放送を実施する場合、行政機関の許可を得た上で、規定時間内にて規範漢字の字幕を付すべきことが規定され、かつ、「浙江省廣播電視局による方言番組管理の更なる強化に関する通知」（浙広局発〔2007〕第138号）により、方言番組の放送時間や数量、内容等が詳細に規定されており、当局による厳格な管理がなされている⁴¹。

他方において、国家レベルの言語政策に関する中長期計画・目標である「国家中長期言語文字事業改革發展計画綱要（2012－2020年）」では、「方言の使用及び保護」というフレーズが認められ、長期的視座に立てば、この点が方言使用の自由化への萌芽的内容であると期待できなくもない。しかし、同綱要で念頭に置かれているのは、依然として普通話及び規範漢字のさらなる普及であり⁴²、テレビ放送での方言使用の規制緩和という方向性は、現状ではやはり見出しがたい。この点は、同綱要が公表された後、2013年12月に方言の使用制限に関する新たな規範性文件が発出されたことからしても明ら

かである。

こうした状況に対して、福建省では、福建省施行弁法第9条に方言使用に関する例外条項が設けられているほか、広東省の事例から類推するに「ラジオ、映画及びテレビにおける言語文字の正確な使用に関する若干の規定」第2項にいう「その他特殊な状況が認められる地区」の認定を受けるに足る条件を有するものとも解される。

また、「閩南文化生態保護区総体計画」では、テレビ局に対して、閩南語のチャンネル及び番組を設け、かつ、これらの機能を一層発揮させるよう要請がなされており、いわばマスメディアでの方言の使用が奨励されるという極めて稀有な状況が見受けられる。

そして、方言の使用制限に関する規範性文件が頒布された直後の2006年12月に泉州電視台閩南語チャンネルが設置許可されたことからするに、関係機関による法令等の運用面においても、実際に例外的取扱いがなされているといえる。

したがって、以上の諸点により、福建省南部においては、閩南語テレビ放送を実施するために必要な法的・政策的枠組みが整備されており、かつ、これは中国国内の通常一般の取扱いとは異なる特例措置と判断される。

4.2. 対台湾政策

ここまで確認してきた関係法令・政策文書の個々の内容からして、福建省南部の閩南語テレビ放送の実施に関する特例措置が対台湾政策の色彩を強く帯びていることについては、もはや多言を要さないであろう。他方において、当該特例措置が講じられた背景としては、以下のような状況が指摘される。

すなわち、黄明波（2014：101）は、泉州電視台閩南語チャンネルが「全国初の国家広電総局により設置許可された方言テレビチャンネルであり、陳水扁当局が『脱中国化』及び『文化的台湾独立』を推進した歴史的背景下において開局したものである。台湾への宣伝が同チャンネル開局の本旨であり、同チャンネルは政治宣伝の産物であって、政策誘導型であることは極めて明らかである」⁴³と直截かつ明確に述べている⁴⁴。

確かに本稿において取り上げてきた諸動向については、陳水扁政権による脱中国化政策への対抗措置と見做すことも十分に可能である。

例えば、実験区時代の「閩南文化生態保護区計画綱要」の「前言」では、福建省南部と台湾とは、地縁・血縁、文化、商業等の面で結びつきが強く、近年においては、兩岸の人々の往来が一層盛んとなっており、文化的アイデンティティの面での繋がりも強まっている旨の記述が存しており、この内容からは、中国と距離を置こうとする台湾側の動きを牽制する意図が読み取れる。

また、閩南3市は、閩南文化生態保護区の前段階として、その実験区第1号に指定された訳であるが、他にも指定を受けるのに十分な条件を備えた地区が多数存する中で、当該地区のみが国内初にして単独の指定を受けたことについては、政治的意図抜きでは説明がつかない。

そして、第5表に示す通り、本稿の主題に関連する諸動向の大半は、同一時期に集中しており、これは第2期陳水扁政権（2004～2008年）と正に重なりあっている。

第5表 閩南語テレビ放送に関連する諸動向

2005年2月	廈門電視台衛星チャンネルが放送を開始する。
2006年5月	福建省「中華人民共和國国家通用言語文字法」施行弁法が制定される。
2006年12月	泉州電視台閩南語チャンネルが設置許可を受ける。
2007年6月	閩南3市が閩南文化生態保護実験区の指定を受ける。 「閩南文化生態保護区計画綱要」が策定される。

したがって、福建省南部の閩南語テレビ放送の実施に関する特例措置は、関係法令・政策文書の内容からして、対台湾政策下における政治的産物であると判断されるとともに、当該措置が当初講じられた背景には、陳水扁政権による脱中国化政策が認められ、これに対抗する狙いがあったものと推察される。

4.3. 閩南語テレビ放送の現状

福建省南部の閩南語テレビ放送に関しては、上記の通り、これを実施するために必要とされる法的・政策的枠組みが保障されているものの、閩南語テレビ放送の現状を確認するならば、以下のような課題が指摘される。

まず、Ⅲにおいて確認した各テレビ局の番組放送状況に関して、泉州電視台閩南語チャンネルでは、実際に閩南語放送が徹底されていることが確かめられたが、他のテレビ局では、ゴールデンタイムに閩南語番組の放送が殆ど確認できなかった。また、廈門電視台衛星チャンネルに関しては、昼間において一定数の閩南語番組の放送が認められたが、それでも「閩南語番組が主体のチャンネル」とまではいいがたい状況にある⁴⁵。小田（2013）に示される広東省各地の方言を使用したテレビ番組の放送状況と比較するに、福建省南部が方言テレビ放送を盛んに実施している地域だと判断するには、なお慎重にならざるを得ない。

さらに、実際のところ、陳・林（2011）が実施したアンケート調査の結果によれば、閩南3市の482名中、閩南語テレビ番組の内容に満足していると回答した者は149名、その割合は30.9%に留まっており、戴朝陽（2011）が実施したアンケート調査の結果で

も、閩南語テレビ番組の内容に満足しているという回答の割合は、泉州市30.2%、漳州市36.3%、廈門市30.2%であって、おしなべて地元視聴者の満足度が高くないことを示している。

そして、黄明波（2014）は、泉州電視台閩南語チャンネルが直面している大きな課題として、資金的・人間的な制約があることや、閩南語番組の購入が容易でないことを指摘する。すなわち、政策誘導により設置された同チャンネルであるが、公的な財政支援は特段なされておらず、番組制作に当たる人員も限られている⁴⁶一方、国内の閩南語番組市場は狭隘につき、これを制作・販売するテレビ局や映画会社も極めて少数であり、したがって、コンテンツの確保が容易でないとしている⁴⁷。

こうした状況に関しては、廈門電視台衛星チャンネルも程度の差はあれ、総じて同様の問題を抱えているものと推察される。また、連子強（2010）は、2010年当時、漳州電視台でも閩南語チャンネルの開設に向けた準備がなされている⁴⁸と記述しているが、現時点でも同チャンネルの開設には至っていない。

各テレビ局がこうした現状を打開することは、そう簡単でないだろう。現在のように限られた資金・人員では、ゴールデンタイムで全国規模の有力なテレビ局と互角に勝負できる番組はいうに及ばず、現地視聴者の満足を得られる番組ですら制作が困難だと予想される。また、閩南語・閩南文化のルーツたる閩南3市の各テレビ局が、経営の安定化を優先して、台湾のテレビ局が制作した閩南語番組の放送枠を拡大するということは、対台湾政策という観点からして望ましいものではない。さらに、黄明波（2014）が主張するような泉州電視台閩南語チャンネルの公共放送化⁴⁹などは、直ちに実現できるものでなかろうし、連子強（2010）等而言及されている台湾のテレビ局との交流の維持・拡大も、通常時の番組内容・構成の充実・強化という点での効果は疑問なしとしない。

以上の諸点からは、福建省南部では政策誘導により閩南語テレビ放送の実施がなされているが、これには現地視聴者の需要・支持が伴っておらず、他方において、当該政策が、あくまで許可・奨励に留まり、公的な財政支援までは行われていないことが分かる。そして、視聴者の需要増加・支持向上や財政支援の実施は、今後、福建省当局が閩南語テレビ放送の一層の実施推進を図る場合の課題というべきものであり、さしずめ一定の予算措置が講じられない限り、各テレビ局の自助努力だけで現況を打破することは困難なものといえよう。

5. 結論

本稿の結論は、以下の通りである。

- ①福建省南部の閩南語テレビ放送に関しては、その実施に必要とされる法的・政策的枠組みが整備されており、これは原則と異なる特例措置である。
- ②当該特例措置は、対台湾政策下における政治的産物であり、これが当初講じられた背景には、陳水扁政権による脱中国化政策の存在が認められる。
- ③政策誘導型の閩南語テレビ放送実施は、視聴者の需要・支持を伴ってはならず、しかるに、公的財政支援も存していないことから、各テレビ局は苦境に立たされており、かかる状況の打開が今後一層の政策実現を図る場合の課題である。

なお付言するに、本稿は、当該例外措置の立証を通じて、中国におけるテレビ放送での方言使用に関する規制状況をも明らかにした。

また、以下の通り、今後の課題を提示する。

まず、本稿で整理・検討しきれなかった課題としては、以下の3点を挙げる。

第1に、対台湾政策という観点からの閩南語テレビ放送の目的・効果に関する点である。すなわち、閩南語テレビ放送を対台湾政策、特に宣伝工作と位置づけるならば、それが台湾に直接メッセージ発信するものか、若しくは大陸を来訪した者に対するアピールを狙ったものか、又は長期的視座に立ち、テレビ放送を通じて閩南語使用者を増加させ、もって閩南文化の保護に寄与することを企図したものか、といった目的及び期待される効果についても検討する必要がある。こうした所期の目的・効果に関しては、行政区、テレビ局、番組によっても一律でなかろうが、政策評価の観点からも重要な位置づけにあるものと判断される。そして、かかる点を検討するに際しては、福建省南部の各テレビ局による閩南語放送の台湾での視聴実態も把握する必要が指摘されよう。

第2に、本稿においては、関連法令・政策文書の面から、上記結論を導出したところであるが、福建省南部の閩南語テレビ放送をめぐる政策過程全体を解明するには、こうした関連法令・政策文書の実際の運用面、すなわち関係機関によるテレビ局への指導・関与や、各テレビ局内部における意思決定・資源配分等についての考察も求められる。

第3に、本稿で記述した閩南3市の各テレビ局の閩南語放送の現状は、なお断片的なものであり、その全貌を捉えるためには、平日昼間や週末なども含めたより広範な調査が不可欠である。

つぎに、本稿の射程を超えた地点の課題として、以下の諸点を挙げる。

第1に、福建省南部における閩南語をめぐる政策に関しては、テレビ放送以外の諸領

域、例えば、教育機関⁵⁰や公共交通機関⁵¹等における閩南語の取扱いについて考察することを通じて、より全体的な実像を描き出すことができるだろう。

第2に、対台湾政策としての閩南語テレビ放送の性格をより明確とするためには、福建省の他地域の方言テレビ放送——福州電視台が閩東語放送を実施している事例⁵²や、南平電視台が閩北語放送を実施している事例⁵³が認められる⁵⁴——との総合的な比較検討が必要とされる。

第3に、中国のテレビ放送での方言使用をめぐる政策を総合的に考察するならば、他省との比較検討が不可欠である。また、本稿で明らかとした福建省の特例措置の存在が他省に及ぼす影響についても併せて検討していくべきである。

第4に、他の国家級文化生態保護区（及び同実験区）における方言の取扱いも看過できないものである。例えば、広東省の客家文化（梅州）生態保護実験区においては、梅州電視台客家公共チャンネルが客家語放送を実施していることが確かめられることから⁵⁵、こうした他所の事例も考察せねばなるまい。

第5に、福建省南部の閩南語テレビ放送を対台湾政策の一環として位置づけるならば、いうまでもなく台湾の言語政策の動向も注視する必要がある⁵⁶、これと対照しつつ検討することもまた求められよう。

上記の通り、本稿に関連する課題は山積している。当該領域の研究の進展に寄与できるよう、鋭意取り組んでいきたい。

注

- 1 代表的なものとして、藤井（2007）、中川（2009）、菅野（2012）、森田（2014）等が挙げられる。
- 2 本稿では、諸制度の異なる香港特別行政区（以下「香港」という。）及びマカオ特別行政区（以下「マカオ」という。）並びに台湾については、それぞれ独立した地域として取り扱い、ここには含めない。
- 3 漢語方言については、中立的な呼称として「漢語系諸語」等が存しているが、本稿では、法令等においても使用されている「方言」という呼称を採用する。なお、閩南語も方言に含まれるものである。
- 4 広義の閩南語には、浙江省南部、広東省東部（潮汕地区）及び西部（雷州半島）、海南省等において使用されているものも包摂されるが、これらは除外する。他方において、東南アジアにおいて福建話と呼ばれるものは、本稿にいう閩南語に含まれると解して差支えない。なお、福建省南部の閩南語は、日本では通称で福建語と呼

ばれるものである。

- 5 一般に中国における法令とは、中華人民共和国憲法並びに法律、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規章（國務院部門規章・地方政府規章）のことをいう。また、法令ではないが、行政機関による「通知」や「指示」等の規範性文件は、講学・実務の両面において、一定の法的拘束力を有するものと判断されている。さらに、「計画」や「計画綱要」等の政策文書については、行政活動の実施計画・目標を定めたものであり、それ自体が独立して法的拘束力を有するものではないが、多くの場合、その施策を保障する法令について、文書中で明示又は言及されている。
- 6 日本において、通称で「簡体字」と呼ばれる簡略化された漢字のことである。
- 7 『『国家通用言語文字法』解説』（全人大・教育部2001：39-113）
- 8 「弁法」という名称は、日本の法令で通常使用されるものでないことから、「規則」等と訳すべきという見解もあるが、中国の法令にも「規則」という名称が存しており、無用の混乱を避けるためにも、中国の表記に合わせて「弁法」と訳す。
- 9 省、自治区及び直轄市並びに比較的大規模な市（省都、経済特区等）の人民代表大会又はその常務委員会が制定する法令のことをいう。
- 10 この点については、魏丹（2003）が詳述している。
- 11 福建省言語文字網「2005年度全省語言文字工作會議在福州召开」<http://www.fjyywz.gov.cn/Public/Show.asp?ArticleID=143>、「福建省語言文字立法工作加快步伐快速進展」<http://www.fjyywz.gov.cn/Public/Show.asp?ArticleID=156>
- 12 國務院法制弁公室「福建就實施國家通用語言文字法弁法進行立法討論」<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/200604/20060400029606.shtml>
- 13 孫汝建（2012）も指摘しているが、かような例外条項が存しているのは、福建省実施弁法のみである。
- 14 福建省人民代表大会常務委員会法制工作委員会行政立法処所属の陳美華氏と、福州大学法学院所属の林純青氏とによる共著である。
- 15 國務院が憲法及び法律に則して制定する法令のことをいう。
- 16 日本において「規定」という場合、通常、法令等の個々の条項を指し、一定の目的のために定められた一連の条項の集合体は「規程」とされるが、中国の表記に合わせて「規定」と訳す。
- 17 行政機関により発出される「通知」、「指示」、「決定」、「公告」、「意見」等の文書のことをいう。
- 18 広東省の省級テレビ局の広東語主体のチャンネルである。

- 19 朝日新聞2006年1月30日夕刊「アジアズームイン 膨らむ中国語二 広東方言」
- 20 2013年3月に国家新聞出版廣播電影電視総局に改組されている。
- 21 「中国のラジオ・テレビのアナウンサー・司会者の自律規約」（2005年8月10日中国廣播電視協会）は、規範性文件ではなく、中国廣播電視協会が策定した業界規範を国家廣播電影電視総局が転送したものである。
- 22 小田（2012）
- 23 これまで段階的に指定がなされ、現在、全国に18の保護区が存している。
- 24 馬建華（2008）、劉・陳（2014）
- 25 「閩南文化生態保護区総体計画」においては、保護対象となる伝統芸能として、閩南語を使用する梨園戯、高甲戯、歌仔戯等が挙げられている。
- 26 この点は、すでに「閩南文化生態保護区計画綱要」第5部第2節第2項において、「保護区内で比較的スピード感をもって講ずべき措置」として、「各地級市での閩南語テレビチャンネル開設」が挙げられていたことが確認できる。
- 27 廈門電視台を除いて、日本から各テレビ局のストリーミング放送を視聴することができなかったことから、いずれも現地のホテルにおいて視聴を行うこととした。また、各テレビ局のウェブサイトの情報は、断片的なものや不正確なものが非常に多いことから、吟味を重ねた上で、確実なものだけを採用した。
- 28 調査対象を夜間（18時～24時）とした理由としては、①中国では、規範性文献によって若干の前後は見られるが、一般的に19時～22時がゴールデンタイムとされており、この前後の数時間を含めた時間帯において最もテレビが視聴されていること、②次章で言及する浙江省の規制状況や、小田（2013）に示される広東省の状況との比較が可能となることが挙げられる。なお、昼間のテレビ番組も可能な限り視聴したが、現地での移動等に伴う時間的制約から、夜間のように全体的・統一的な調査を実施することはできず、これらの情報は補足的に取り扱うこととした。
- 29 廈門廣播電視集団「廈門廣播電視集団簡介」<http://xmg.xmtv.cn/article/1000.asp>
- 30 歌仔戯は伝統劇であるが、テレビ歌仔戯は、テレビ用にアレンジされたストーリーをセットやロケで撮影したものである。
- 31 福建省南部の口承文芸である。
- 32 これらの番組のうち、「斗陣來看戯」、「快樂閩南話」及び「斗陣來講古」は、廈門電視台制作である一方、「看戯」は、台湾のテレビ局の制作である。
- 33 泉視界「泉州廣播電視台閩南語頻道」<http://www.qztv.cn/channel4.aspx>
- 34 林・曾・胡（2009）、黃明波（2013）

- 35 黄明波（2013）によれば、同局は、閩南語チャンネルの開設まで20年近くに亘る閩南語番組の制作・放送の経験を有してきたこととされる。
- 36 各番組の具体的な内容は、「天地有情」及び「娘家」が現代ドラマ、「養生之道」が健康番組、「新聞相拍報」がニュース番組、「泉州美食」がグルメ番組、「泉城搜go」がレジャー番組、「閩台天時」が天気予報、「泉州講古」が講古、「蔡六看福彩」が宝くじ関連情報番組である。
- 37 2015年9月9日においては、「天地有情」（三立台湾台）及び「娘家」（民視無線台）が放送されたことが確認できた。
- 38 ただし、この数値は、便宜上、部分的に閩南語を使用する「市区新聞広場」の放送時間数を全て計上したものであり、実際の閩南語使用時間は、これよりも低い数値となる。
- 39 当該番組に関しては、インターネット上のテレビ番組表（搜视网、電視猫等）では、いずれも「本地話新聞」というタイトルの記載がなされていたが、番組中においては、一度も「本地話新聞」という表示は認められず、かつ、現地のケーブルテレビの画面表示を確認しても、「閩南茶館」と記載されていた。
- 40 北京東方聯盟影視文化伝播有限公司等により制作された民国初期を舞台とした時代劇である。当該作品は、元来、普通話を使用したものであるが、2015年9月9日に漳州電視台公共チャンネルで放送されたものは、閩南語吹替版であった。
- 41 同通知第4項第7号は、テレビ放送のゴールデンタイムを19時～21時と規定し、この時間帯での方言番組の放送を禁止している。
- 42 第2章第1節では、国家通用言語文字の普及に注力することが挙げられ、普通話を2015年までに都市において基本的に普及させることや、2020年までに社会全体において基本的に普及させることなどが目標として掲げられている。
- 43 この引用箇所のうち、「全国初の国家広電総局により設置許可された方言テレビチャンネル」という部分は事実と異なる。泉州電視台閩南語チャンネルが設置許可される以前に、既述の南方電視台衛星チャンネルが広東語放送専門衛星チャンネルとして2004年7月にすでに設置許可を受けている。
- 44 当該論考は、福建省教育庁の研究助成を受けたものであり、かつ、泉州電視台の番組部門総監等への取材もなされていることから、引用部分の信憑性は高いものと認識される。
- 45 例えば、2015年9月15日の場合、公式番組表における0時20分から22時35分までのテレビ番組39本のうち、閩南語番組は延べ11本であり、かつ、半数以上が再放

- 送である。また、「新聞斗陣講」に至っては、1日に4回（1時30分、5時40分、8時、18時）の放送がなされており、うち3回が再放送である。
- 46 黄明波（2014）によれば、泉州電視台閩南語チャンネルでは、番組制作1本当たり職員3名しか割り当てられていないこととされる。
- 47 黄明波（2014）は、泉州電視台閩南語チャンネルが毎日新規に制作する番組時間が約200分としている。これに対して、同チャンネルのウェブサイト（<http://www.qztv.cn/channel4.aspx>）に記載されている1日の放送時間は17時間である。したがって、同チャンネルでは、新作番組の放送時間が1日の放送時間に占める割合は2割に満たない。この点は、再放送の番組や台湾のドラマが目立つ第3表の内容とも整合したものである。
- 48 当時の計画では、1日18時間の放送を実施し、このうち240分を新たな番組の放送に当てることとされていたようである。
- 49 当該論考は、泉州電視台閩南語チャンネルのあり方として、広告収入に頼らない欧州諸国の公共放送のような形態を提案している。
- 50 廈門市では、「廈門市海滄区教育局による2015年の『閩南方言・文化キャンパス進出』事業実施推進に関する試案」（厦海教〔2015〕第25号）等により、幼児教育及び初等教育に閩南語プログラムが試験的に導入されていることが確認できる。
- 51 筆者が現地地で利用した限りにおいても、閩南3市の路線バスでは、普通話に次いで閩南語の停留所アナウンスが確認できた。また、廈門高崎国際空港及び五通埠頭フェリーターミナルにおいて、閩南語のアナウンスがなされていることも確認している。
- 52 福州電視台の閩東語番組の代表としては「攀講」が挙げられる。当該番組は、宋敏（2011）をはじめ、多くの論考で主題として取り上げられている。
- 53 邱正康（2012）からは、同局の「今晚九点半」が閩北語番組であることが認められる。
- 54 前者は、台湾の連江県馬祖島を意識した政策と位置づけられる一方、後者は、台湾との直接的な関係性は薄いものと見られる。
- 55 小田（2013：101-103）
- 56 例えば、閩南3市の教育機関や公共交通機関における閩南語の使用に関しては、台湾の言語政策を意識したものと考えられる。すなわち、前者は台湾の郷土言語教育に、後者は、公共交通機関放送言語平等保障法（總統（89）華總一義字第8900098160號令）に則した交通機関でのアナウンスに、それぞれ倣ったものと認識される。

文献

〔日本語〕

- 小田格 (2012) 「中華人民共和国における方言番組の現状と今後の展望について」『人文研紀要』74号163-203
- 小田格 (2013) 「中華人民共和国の言語法『広東省国家通用言語文字規定』について：漢語方言の使用規制に関する規定を中心に」『人文研紀要』77号77-132
- 江利紅 (2012) 『現代中国の統治機構と法治主義』中央経済社
- 菅野敦志 (2012) 『台湾の言語と文字：「国語」・「方言」・「文字改革」』勁草書房
- 高田篤 (2013) 「法治主義発展史とそこにおける中国」大阪大学中国文化フォーラム編『現代中国における13の問い—中国地域研究講義—』47-63
- 陳於華 (2005) 『中国の地域社会と標準語—南中国を中心に』三元社
- 中川仁 (2009) 『戦後台湾の言語政策—北京語同化政策と多言語主義—』東方書店
- 藤井 (宮西) 久美子 (2003) 『近現代中国における言語政策—文字改革を中心に』三元社
- 藤井久美子 (2007) 「21世紀台湾社会における言語法制定の意図」『宮崎大学教育文化学部紀要. 人文科学』17号1-10
- 森田健嗣 (2014) 「戦後初期台湾における言語政策研究再考：代行された脱植民地化の視角から」『日本台湾学会報』16号107-125

〔中国語〕

- 陳美華・林純青 (2006) 「体现福建地方特色的“拾遺補缺”」『人民政壇』2006年7期199-200
- 陳燕玲・林華東 (2011) 「閩南方言的現状与未来」『東南學術』2011年4期125-134
- 戴朝陽 (2011) 「大中華語区閩南語節目傳播初探」『遼東学院學報 (社会科学版)』2011年12期62-67
- 黃明波 (2013) 「方言電視对文化生態影響探析——基於泉州南安市振光村和蓉中村的田野調查」『攀枝花學院學報』2013年8期44-50
- 黃明波 (2014) 「方言電視社会化與公共化——泉州電視台閩南語頻道未来生存和發展空間思考」『重慶交通大學學報 (社会科学版)』2014年8期101-104
- 黃志遠・楊秋麗 (2013) 「閩南語新聞如何炒出閩南味——透視『本地話新聞』的方言Style」『東南傳播』2013年8期59-61
- 連子強 (2010) 「閩南語電視傳播與閩台文化互動探析」『福建師範大學學報 (哲学社会科学版)』2010年4期101-104

- 学版)』2010年2期73-79
- 林曉暉·曾光煒·胡引子(2009)「閩南方言電視節目初探」『閩台文化交流』2009年1期113-116
- 劉登翰·陳耕(2014)『論文化生態保護——以廈門市閩南文化生態保護實驗區為中心』福建人民出版社
- 馬建華(2008)「閩南文化生態保護實驗區建設情況簡介」『福建藝術』2008年3期17-21
- 邱正康(2012)「地市台電視節目的本地化拓展與競爭力重構——以南平電視台品牌欄目『今晚九點半』為例」『電視研究』2012年5期55-56
- 全國人大教科文衛委員會教育室·教育部語言文字應用管理司編寫(2001)『中華人民共和國國家通用語言文字法學習讀本』語文出版社
- 宋敏(2011)「簡論方言節目對城市電視台發展的作用——以福州台『攀講』為例」『當代電視』2011年1期66-67
- 孫汝建(2012)「『國家通用語言文字法』與一類城市『實施辦法』的異同」『國際漢語學報』2012年2期215-234
- 汪宴卿·謝敏(2013)「方言新聞探微——以『本地話新聞』為例」『金陵科技學院學報(社會科學版)』2013年3期80-84
- 魏丹(2003)「關於地方制定『國家通用語言文字法』實施辦法的有關問題」『語言文字應用』2003年1期10-18
- 詹伯慧(2005)「略論方言地區的双語應用問題」『漫步語壇的第三個腳印——漢語方言與語言應用論集』暨南大學出版社

A Study on TV Broadcasting in Minnan Dialect in the Southern Region of Fujian Province, the People's Republic of China: the Preferential Measure Under Policies against Taiwan

ODA Itaru

Key words: Fujian Province, Taiwan, Chinese dialect, Minnan dialect (Hokkien language),
Minnan cultural and ecological protection zone

Abstract

The purpose of this paper is to explain how television came to be broadcast in Minnan dialect (Hokkien language) under preferential measures in the southern region of Fujian Province, the People's Republic of China, and, moreover, to show that this is a political product of policies against Taiwan, Government of the Republic of China. In Mainland China, until recent years the use of Chinese dialects in television broadcasting has been strictly regulated under policies to promote Standard Chinese (Putonghua / Mandarin). Nonetheless, the legal and political frameworks necessary to broadcast in Minnan dialect were unexpectedly secured in Fujian Province. These exceptional measures were introduced from 2005 to 2007, and, taking into account the individual acts and policy documents as well as the period of implementation, it can be concluded that their goal was to check the power of Taiwan's Chen Shui-bian administration, which had pursued policies of "Desinicization". At the same time, through the introduction of these policies, local television stations that have begun to broadcast in Minnan dialect stand to suffer amidst fierce market competition.

(公益財団法人 大学基準協会 大学評価・研究部 審査・評価係)